

高 福 第 7 2 4 号
平成28年10月19日

各社会福祉施設等の長 様

(介護保険施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 谷澤 正行
(公印省略)

施設等における食中毒予防の徹底について (通知)

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび千葉県等の有料老人ホームで腸管出血性大腸菌O157による食中毒の死亡事故が発生したことを踏まえ、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長から、給食施設及び食品等の衛生管理を徹底するよう通知がありました。

つきましては、下記のとおり衛生管理のさらなる徹底をお願いします。

記

- 1 別紙の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、集団給食施設等において野菜及び果物を加熱せずに供する場合には必要に応じて次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌すること。
- 2 原材料及び調理済みの食品の温度管理を行う等、衛生管理を徹底すること。
- 3 その他給食施設の管理については、所管の保健所の指導を受けて適切に衛生管理を行うこと。

<通知掲載URL>

- ・一般の検索サイト (Google 等) で「さいたま介護ねっと」を検索
⇒ さいたま介護ねっとの10月19日付け新着情報を参照。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/index.html>

担 当	施設・事業者指導担当
電 話	048-830-3254
F A X	048-830-4781